

サステナブル通信 第24号

三菱UFJ信託銀行

法人コンサルティング部

ESGビジネス推進室

JSS 日本シェアホルダーサービス株式会社

ESG/責任投資リサーチセンター

今回のテーマ

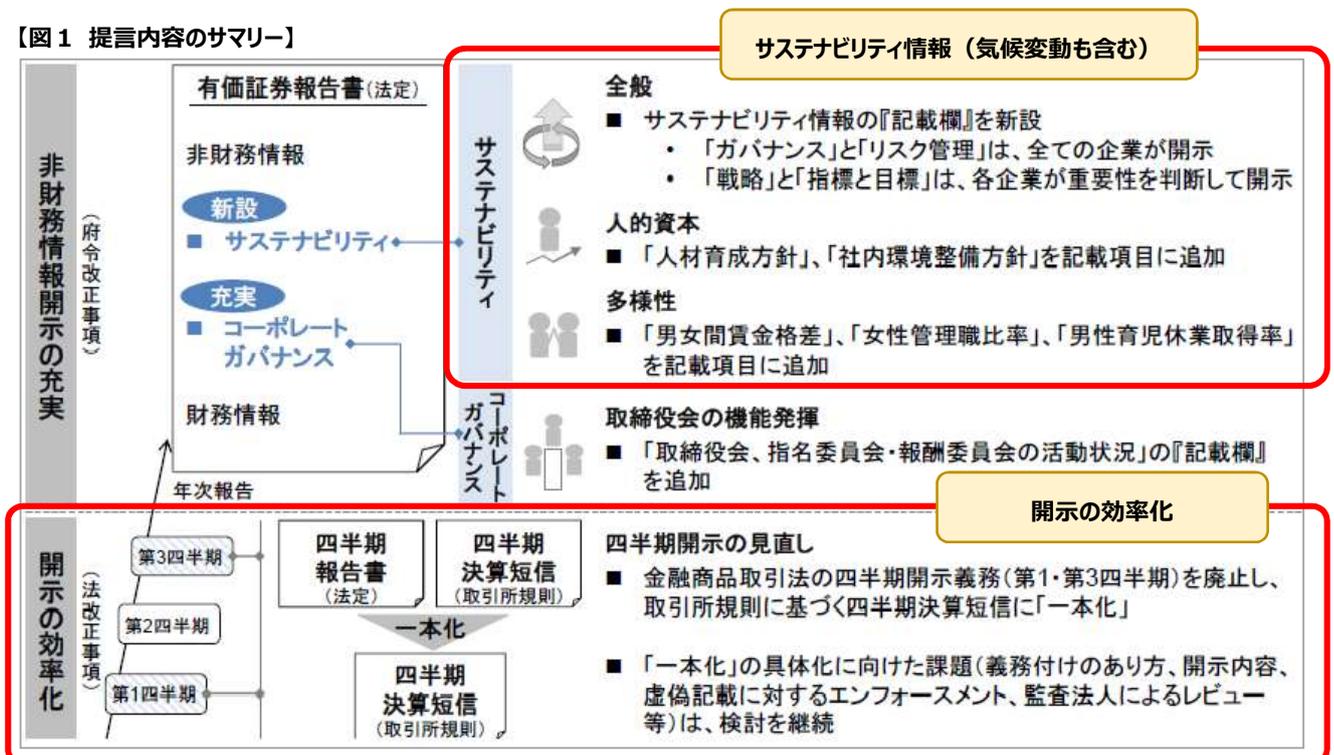
『金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告について』

2021年6月に金融審議会は金融担当大臣からの企業の情報開示のあり方に関する諮問を受けてディスクロージャーワーキング・グループ（以下、DWG）を設置しました。今回のDWGの検討では、グローバルな情報開示基準や、機関投資家の企業に対するサステナビリティ情報のニーズ、企業側の手間やコスト等を踏まえながら、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示ルールを中心に審議されました。2022年6月13日、これまでの結果をとりまとめた「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて - 」を公表しましたので、今回はこの内容からサステナビリティ情報・開示の効率化に関するポイントを紹介いたします。

1.金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

下図赤囲み部分について取り上げます。

【図1 提言内容のサマリー】



(出所) 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要より弊社作成

ご参考: 確報: 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告書 ~ 注記から読み取る開示強化に向けた企業の留意点 ~

<https://www.jss-ltd.jp/esgrirc/report/201/>

2.サステナビリティ情報

① 全般

次の3点が提言されています。

- ・サステナビリティ情報を主要な情報と位置づけ、投資家にとって解りやすく、他社との比較可能性を確保することを踏まえ、**有価証券報告書に独立した「記載欄」**を新設する
- ・「記載欄」では、現在国内外のサステナビリティ情報の開示で広く利用されている **TCFD の「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの区分**に基づいて開示する
- ・「ガバナンス」「リスク管理」については、投資家が企業のサステナビリティ情報を知る上で重要な内容であることから、**全ての企業が開示し、「戦略」「指標と目標」は企業側の状況や負担も踏まえて重要性（マテリアリティ）※を判断し開示する**

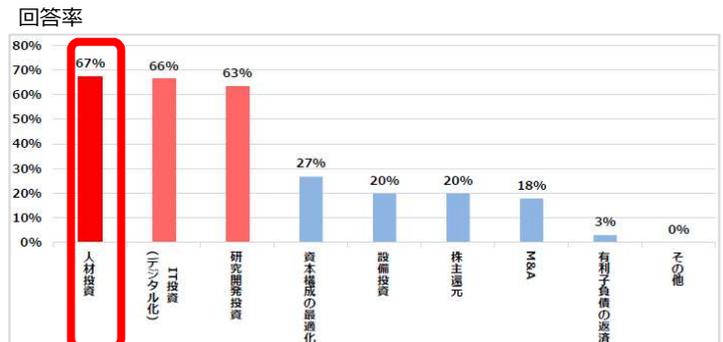
※有価証券報告書での非財務情報開示にあたっては、企業において重要性の評価軸を持つことが求められます。2019年3月に金融庁が公表した「記述情報の開示に関する原則」の【重要な情報の開示】の項目では次の記載がされています。DWGでは、今後のサステナビリティ情報の開示の充実化や、企業価値の関連した投資判断に必要な情報が何かという視点を踏まえ、改めて金融庁が内容を改定すべきと提言しています。

- ・投資家の投資判断に重要な情報が過不足なく提供される必要があるが、投資家の投資判断における重要性は、企業の業態や企業が置かれた時々の経営環境等によって様々であると考えられる
- ・記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性（マテリアリティ）に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる

② 人的資本・多様性

近年、機関投資家は企業の中長期的な成長の情報として「人材投資」に着目しています（図2）。人件費をコストと捉えるのではなく資産と捉え、企業の将来的な価値創造の基盤の状況を知りたいというニーズが高まっており、国際的なサステナビリティ情報の開示フレームワークでも、人的資本・多様性は開示事項とされています。DWGは、このような背景も踏まえ、人的資本・多様性の情報開示について次のように提言しています。

【図2 投資家が着目する情報】



（出所）一般社団法人生命保険協会「生命保険会社の資産運用を通じた『株式市場の活性化』と『持続可能な社会の実現』に向けた取組について」（2021年4月公表）を基に内閣官房非財務情報可視化研究会が作成

- ・「**人材育成方針」「社内環境整備方針**」については、**有価証券報告書に独立した「記載欄」の「戦略」**の枠の開示項目とする
- ・上記2つの方針に整合的で測定可能な「**指標**」を設定し、その「**目標**」及び「**進捗状況**」について**有価証券報告書に独立した「記載欄」の「指標と目標」**に開示する（投資家が定量的な指標を理解できる説明も必要）
- ・「**女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女賃金格差**」※について、有価証券報告書の「**従業員の状況**」の中の開示項目とする

※「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女賃金格差」

この3つの情報は「女性活躍推進法」「労働施策総合推進法」「育児介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」においても情報開示が義務化されています（常用雇用労働者数によって求められる開示内容が異なり、インターネット上での開示も可能）。DWGは投資家の投資判断に有用な情報は、有価証券報告書においても補足説明する必要があることを提言しています。

③ 気候変動

現在、気候変動関連の情報開示については、TCFDの「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4区分で開示することがグローバル基準でも主流※になりつつあります。企業は自社の業態や経営環境等より気候変動対応が重要と判断する場合には、この4区分に従い開示することが提言されています。また、温室効果ガス（以下、GHG）排出量については、投資家との対話において有効な指標であり、特にスコープ1・2のGHG排出量については有価証券報告書に独立した「記載欄」の「指標と目標」に積極的に開示することが推奨されています。

※気候変動の情報開示に関するグローバルトレンド

2021年11月に行われたCOP26において国際的なサステナビリティの開示基準を策定する団体として国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board：以下、ISSB）が設立されました。2022年3月に「IFRS S2 気候関連開示」の草案を公開し、TCFDの4区分での開示及びスコープ1・2のGHG排出量の開示も求められています（本草案ではスコープ3のGHG排出量も開示対象です）。草案は2022年7月29日までパブリックコメントを募集し、その後の調整等を経て2022年中にグローバル・ベースラインとして最終化することを目指しています。

3.開示の効率化

開示効率化の提言内容とその理由は次のとおりです（図3）。検討課題が残るものの、投資家に対して企業情報をより適時に開示することを目指しつつ、企業側の作業も考慮した内容になっています。

【図3 提言内容のサマリー】

提言内容	理由
四半期報告書を四半期決算短信と一本化する	・開示の効率化、開示作業に伴うコスト削減 ・情報の有用性や適時性より、開示タイミングが早い四半期決算短信に合わせる
第1・第3四半期の四半期報告書の提出を廃止する	開示の効率化、開示作業に伴うコスト削減
適時開示を促進する （一定の事項の実施または事実が発生した場合等の開示）	・主要国の上場企業に倣い、タイムリーに情報を開示するため ・リスク情報等については前広に提供し、投資家の期待とのギャップ解消を目指す
有価証券報告書を株主総会前に提出する	主要国の上場企業に倣い株主総会前にサステナビリティ情報を記載した有価証券報告書を提出することで、株主との対話の促進、または株主からの評価を高めるため
企業の重要情報を、より速やかに公表する （証券取引所の立会時間終了後ではなく《現在は15時以降に集中》、社内手続き完了後に速やかに情報を開示する）	企業のタイムリーに開示した情報が、市場取引の中で適切に評価されることが重要であるため
有価証券報告書を英文で開示する	プライム市場はグローバルな投資家との建設的な対話を念頭に置いているため、積極的に英文開示を行うことが望ましいため

（出所）金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告より弊社作成

4.まとめ

今回の提言内容を基に有価証券報告書のサステナビリティ情報記載欄において、TCFDの4区分で記載するイメージ図を作成しました（次ページ図4）。人的資本については、今後のグローバルな開示基準の動向も押さえつつ、国内の動きに注目する必要があります。現在、内閣府非財務情報可視化研究会では「人的資本可視化指針※」の検討が進んでおり、人的資本に関する資本市場への情報開示のあり方、人的資本の可視化の方法、可視化に向けたステップ等を手引きとしてまとめています。

この指針が企業の法定開示や任意開示、さらには経営戦略の検討等に具体的にどのような影響を与えるのか、指針の内容に注目する必要があります。

次に気候変動ですが、引き続き TCFD の 4 区分で開示するグローバルな流れに乗って進んでいくものと思います。2022 年 7 月に国内のサステナビリティ基準策定を目的としてサステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Bords of Japan:SSBJ）が設立される予定です。SSBJ でも気候変動については ISSB の方針を踏まえ TCFD の開示ルールが採用されることが予測できます

（図 5）。DWG は SSBJ について、国際的な意見を発信すること、国内のサステナビリティ情報開示の具体的内容を検討する役割を期待しており、まずは SSBJ の役割を法令上の位置づけから決めることが必要だと見解を示しています。SSBJ はサステナビリティ情報の開示内容のみならず、企業会計基準との調整を行う役割も期待されているため、7 月以降の SSBJ の動向については、特に注視する必要があります。

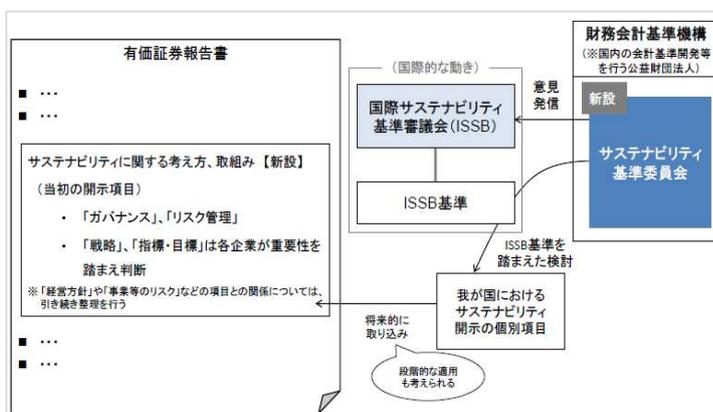
※2022 年 6 月 20 日、内閣官房非財務情報可視化研究会は「人的資本可視化指針」の原案を発表。今夏に完成させる見込み

【図 4 有価証券報告書 サステナビリティ情報記載欄のイメージ】

区分	対象企業	「ガバナンス」	「戦略」	「リスク管理」	「指標と目標」
全般	全企業（義務）	対象	-	対象	-
	重要性で判断（任意）	-	対象	-	対象
人的資本 ・ 多様な資本	全企業（義務）	-	・人材育成方針 ・社内環境整備方針	-	設定した指標、その目標と進捗
	気候変動	全企業（義務）	対象	-	対象
	重要性で判断（任意）	-	対象	-	対象 スコップ1・2GHG

（出所）金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要より弊社作成

【図 5 有価証券報告書記載欄と国内体制整備の方向性（案）】



（出所）金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループにおける検討状況（2022 年 2 月 1 日）

以上

- ✓ 本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当社の現時点での判断を示しているに過ぎません。
- ✓ また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。
- ✓ 記載した内容については、今後の法改正等により変わる可能性があります。
- ✓ 本資料の著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用又は複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
 三菱UFJ信託銀行 法人コンサルティング部
 ESGビジネス推進室
 03-6747-0305（受付時間：9:00～17:00（土日・祝日除く））